

発行所(郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007-1447
 編集責任者 高須裕三
 印刷所 関東図書株式会社
 定価100円(年間購読料千円)
 1973年12月25日発行
 第5巻 第12号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 5 No. 12

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

スウェーデンのエネルギー問題

Energis Problem i Sverige

顧問 小野寺 信
 Makoto Onodera

エネルギーの需要

1965年頃のスウェーデン当局の立てたエネルギー需給の予想は第1表のとおりであったが、その伸率は遙かにこれを上まわり、1972年には45.7 Mtoeに達し、その後も毎年5%位つづ伸びている。

日本のエネルギー消費の伸びはもっと速い。1935年84 Mtoeであったのが3.5倍の300Mtoeになっている。これは年伸率平均12%に当ることになる。

国民1人あたりのエネルギー消費量は、日本の2,900 lに対して、スウェーデンは5,500 l、アメリカには及ばないが、ヨーロッパでは最高のレベルにある。

エネルギーの消費区分は、スウェーデンの場合は1965年の調査によると、工業41.5%、運輸交通15%その他38.1%転換および転移5.4%に対して

第1表

1965~1985のエネルギー需給見とおし

	(単位 Mtoe および%)			
	Mtoe	年間増加率(%)		
	1965	1965—1970	1970—1975	1975—1985
工業	10,8	5,1	4,6	3,5
運輸交通	3,9	5,1	4,5	3,2
その他	9,9	4,1	5,5	3,1
供給計	24,6	4,7	4,9	3,3
転換および 転移損失	1,4	21,2	15,7	11,6
総計	26,0	5,9	6,3	5,1

は、同じ年の日本の鉱工業51.2%、運輸交通12.9%、その他27.1%、非エネルギー的利用11%で、日本の鉱工業利用率の高いのが目につく。

スウェーデン工業のエネルギー需要を調べて見ると、熱処理プロセスが電気から石油に移行しつつある傾向が見られる。全消費電力の中で工業の占める割合は、1960年代に64%から60%に低下し、1973年には49.4%になる見込である。これに対し石油の需要は毎年約5%ずつ増加し、1975年には約950万 m^3 に達する勘定になる。

輸送機関用動力の中で電気と石油との割合を統制するのが、スウェーデン政府の交通政策上の眼目であるが、電気自動車製造が経済ベースに乗るのは1980年代であるから、1975年頃すでは、自動車燃料は毎年約5%ずつの増勢は止まないであろう。

電力エネルギーの需要面で、特に目につくのは電気暖房のための消費で、1965年頃までに全電力消費量の約4%を占めその後ますます増加の傾向が見える。スウェーデン当局は電気暖房の住宅の

目次

スウェーデンのエネルギー問題.....	
.....小野寺 信... 1	
福祉指標による日瑞福祉水準の比較研究(2)	
.....中嶋 博... 7	
新スウェーデン婚姻法とその社会的背景(2)	
.....竹崎 孜... 9	
活動メモ.....	12

数を、1975年には約50万戸、1980年には約90万戸に達するものと見ている。住宅暖房による電力消費に一層拍車をかけるものとして、余暇家屋の急増を見逃がすことは出来ない。これは特に小団地の独立住宅や棟わり式住宅について言えることだ。しかし大中都市のアパート用では、電気暖房は今後10年以内に、集中暖房には到底競争が出来なくなるであろう。

集中暖房は今の処、主として石油を燃料として使用しているが、将来は技術の進歩によって外のエネルギー、たとえば原子力を利用するようになるであろう。電熱の需要増加は期待されるのは、むしろサービス産業の消費と関連するもので、1970年代の末期にはサービス産業が工業に匹敵する電力消費グループに成長することもあり得る。

転換および転移損失については後に説明することにする。

エネルギーの構成

1972年におけるスウェーデンのエネルギー構成は次のとおりであった。

石炭およびコークス	4% (1.5Mtoe)
木材および木材屑	8% (2.9Mtoe)
原子力発電	— (0.4Mtoe)
水力	16% (5.5Mtoe)
石油製品	72% (25. Mtoe)

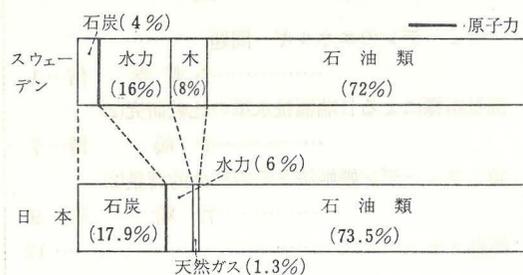
これに対して日本は

炭	17.9%
天然ガス	1.3%
原子力発電	0.6%
水力	6.7%
石油	73.5%

なお、スウェーデンの石油のうち3.0 Mtoeは発電用、水力のうち0.2 Mtoeは輸入電力である。

両国を比較すると、石油については相類似するが、水力についてはスウェーデンの方が大きく、石炭については日本の方がウェイトが重い。

第1図 日瑞エネルギー構成比較 (1972年)



電源構成と水力および火力発電

1970年におけるスウェーデンの電源別による電力ならびにエネルギーの生産量および1980年までの推移の予想は次のとおりである。

第2表

	1970		1975		1980	
	電力	エネルギー	電力	エネルギー	電力	エネルギー
水力	11,000	53	12,600	59	13,400	62
原子力	10	—	3,100	16	7,000	46
火力	3,750	13	6,600	25	7,500	36
ピーク発電	340	—	1,200	—	5,600	1
計	15,100	66	23,500	100	33,500	145

電力の表示単位は Megawatt (Mw)、エネルギーの分はテラワット・アワー (terawatt-hour) (Twh) である。

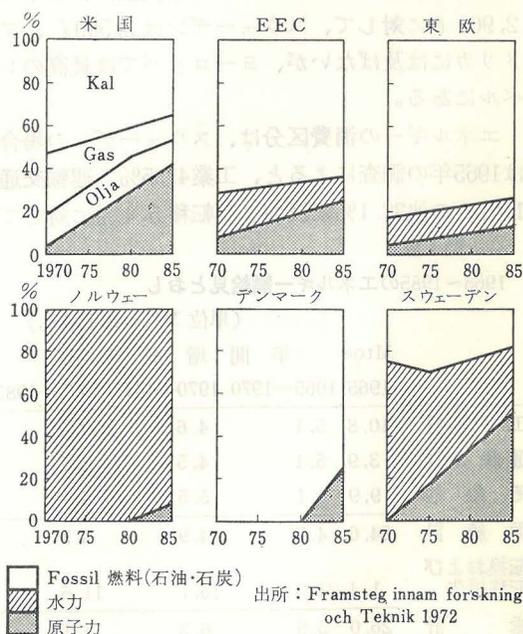
1970年から1980年までの期間における電力生産の電源別構成 (%) は次のとおりである。

第3表

	1970	1980
水力	80%	40%—45%
原子力	—	30 —40
火力	20	20 —30
計	100%	100%

スウェーデンは、原子力電源開発に意欲的ではあるが、十分実験を経ていない技術もあるので、

第2図



計画どおり進むかどうかは頗る疑わしい次第である。しかしもし計画どおり進むとすれば、1970年から1980年までの間に水力電気のエネルギー需要をカバーする割合は僅かに1/6になる。

参考のため電源構成について、スウェーデン、アメリカ、EC、東欧、ノルウェーおよびデンマークを比較すると、前頁のグラフの示すようになる。

スウェーデンの電力供給者を、国営水力発電公社系統とその他の企業グループとの二系統に区別することが出来る。両者の供給シェアは半分半分である。ところがこの二グループの電力料金に対する考え方が一寸違っていることはまことに興味深い。

国営水力発電所系統は、深夜電力料金を上げるといふのだ。これはアンチ深夜労働を意味する。これは社会政策的なものの考えかたである。これに対しその他のグループは、夜間または昼夜連続使用者の料金を下げ、昼間使用者の分を引き上げようというのだ。これについてストックホルム電気局のまとめた案は、一律20%ダウン、昼間だけの使用者の分60%アップ、24時間連続または夜間使用25%ダウン、そこで昼間だけの使用者にとっては実質40%の引上げになる。

スウェーデンの現行法令によれば、電力供給者は、どんな場合でも消費者の需要に応ずる義務を持つ。これは一昼夜のうちの極短時間の需要にも応ずるよう四六時中電力を準備することを意味する。

スウェーデンの発電所のピーク用発電設備の数は漸次増加の傾向にある。ピーク発電設備には火力式と水力式とエア・マガジン式がある。水力式の場合には余剰電力でポンプを動かして、湖水に類する貯水池に水を貯えて、エア・マガジン式は、余剰電力で空気をマガジンに圧搾して貯えてそれぞれエネルギー源にする。しかし燃料を利用しあるいは余剰にしろ電力を使用するがぎり、合理化にはなるが真の省エネルギーにはならない。そこで余剰電力の代りに登場したのは風力の利用である。

ここ2・3年来スウェーデンでは、風力発電問題が盛んに論議されていたが、1973年秋技術開発庁 (Styrelsen för teknisk utveckling = STU) が、水力電源開発と結びつける前提のもとに、こ

の問題を正式に取上げることになり、庁所属のエネルギー局は特に風力グループを編成した。風力グループは水力発電公社と協同してこの問題に取り組む筈である。

このグループの中心人物は、STUのOlle Ljungström 博士と水力局のLars Hannervall 上級技師である。調査には国立気象台や流体力学研究所も参加する。ここで一寸Olle Ljungström 博士の抱負を紹介しよう。

風力の利用には、必ずしもプロペラを必要としない。しかしこれは特許申請中であるから、種明かしをするわけには行かない。

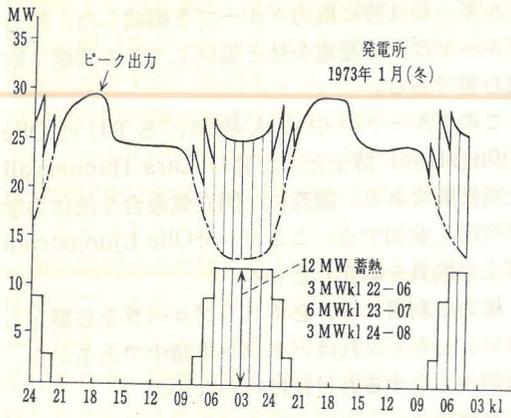
普通風速10m/sの場合の利用エネルギーは1 Kw/m²と見ているがこれは甘い計算である。0.5 kw/m²と見るのが实际的である。というのは風がプロペラに当る際スピードが幾分弱まるからだ。風力利用に当って最も大事な問題は、エネルギーの貯存法である。水力発電所のポンプ発電とコンビにするのもこの問題の一つの解決策である。風力利用グループ目下風力利用設備の規模について計算中である。今考えている規模は、中経400米のプロペラを高さ約300米のマスト上に取付けるものである。

最近工業技術学士院の仕事をしている前国防研究所長Hugo Larsson氏の夜間余剰電力を住宅暖房に利用する案が、一般の注目を引いている。床下に砂利または碎石層を作り、これを電熱ケーブルで弱30℃に暖ためて蓄熱層となし、ウェンチレーターを利用して蓄熱層と部屋の囲りにある壁間の中空層に暖風を循環させるのが、アイデアである。設備費の点から見ると、この方が揚水発電よりも遙かに経済的であるといふのだ。

次のグラフはストックホルムの北郊 Täby 発電所の電力需給の関係を現わしたカーブである。これはスウェーデン発電所の傾向を示す典型である。この図によると、電気レンジで煮たきし、TVのスイッチを入れると、電力消費のピークの現われることを示している。Larsson 案は深夜に現われる余剰分をピークに備えて蓄積しようといふのだ。蓄熱体として床下の砂利または碎石層を利用する。

スウェーデンでは、発電所の建設は原子力発電は別として、日本において見られるような住民の抵抗によって遅れるようなことはない。これは国土の広いスウェーデンの恵まれた条件である。第4図表の示すとおり、日本では1972年度中に新

第3図



規に開発すべき電源着工規模の目標1,200万Kwに対し、完成分は380万Kwで目標のわずかに32%にとどまっている。参考のためスウェーデンの電源開発の意欲を示す表をあわせてかかげて置く

第4表

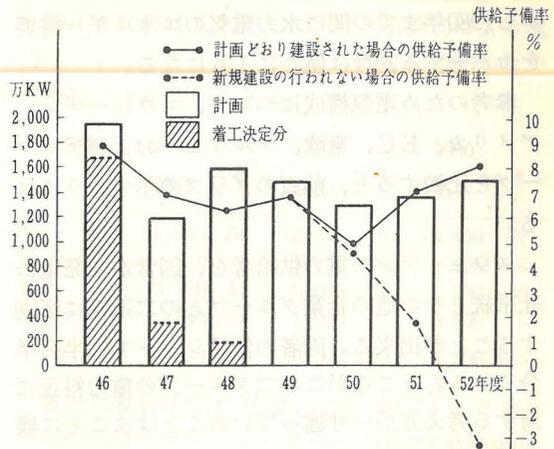
1970年代における電源開発の推移

	出力Mw		エネルギーTwh/年		増加 1970—80	
	1970	1980	1970	1980	Mw	Twh/年
1967予想						
水 力	10,700	12,400	53	60	1,700	7
原 子 力	500	6,300	1	39	5,800	38
コンデンスおよび逆圧	3,800	6,950	13	27.5	3,150	14.5
ピーク電力	200	3,000	—	0.5	2,800	0.5
計	15,200	28,650	67	127	13,450	60
1970予想						
水 力	11,000	13,400	53	62	2,400	9
原 子 力	10	7,000	—	46	6,990	46
コンデンスおよび逆圧	3,750	7,500	13	36	3,750	23
ピーク電力	340	5,600	—	1	5,260	1
計	15,100	33,500	66	145	18,400	79

原子力発電について

原子力発電に対しては、日本もスウェーデンも極めて熱心である。1972年、スウェーデンの原子力利用の電力は0.4Mtoe、総合エネルギーに占める割合は1%にも満たないが、将来高い比率を占

第4図 電源開発目標と供給予備率の推移



資料：昭和48年度電源開発基本計画および通商産業省調査

(注) 1. 「計画」とは、昭和48年7月の電源開発調整審議会で定められた長期需要見通しを満たすために必要な長期電源開発目標をいう。「着工決定分」とは、電源開発調整審議会で新規着工が決定された分をいう。

2. 供給予備率 = $\frac{\text{供給} - \text{需要}}{\text{需要}}$

めるようになることは第5表の示すとおりである。日本も1973年8月現在の182万Kwから1985年は6,000万Kwに達する見込である。

両国の近い将来を目途とする原子力電源開発計画は次表の示すとおりである。

出力 MW	稼働開始	所有者	タイプ	主納入者	反応タンク	タービンおよびゼネレーター	
Oskarshamn 1	440	1971	Oskarshamns- verkest Kraft- grupp AB	BWR	Asea-Atom	Gutehoff- nungs- hutte	Stal- Laval
Ringhals 1	760	1974	Statens Vatten- fallsverk	BWR	Asea-Atom	Babcock & Wilcox, IHI Co Ltd,	English & Electric
Ringhals 2	820	1974	Statens Vatten- fallsverk	PWR	Westinghouse	Rotterdan Diy Dock	Stal- Laval
Oskarshamn 2	580	1974	Oskarshamns- verkets Kraft- grupp AB	BWR	Asea-Atom	Uddcomb	Stal- Laval
Barsebäck 1	580	1975	Sydsvenska Kraft AB	BWR	Asea-Atom	Uddcomb	Stal- Laval
Ringhals 3	900	1977	Statens Vatten- fallsverk	PWR	Westinghouse	Ubbcomb	Stal- Laval
Barsebäck 2	580	1977	Sydsvenska Kraft AB	BWR	Asea-Atom	Uddcomb	Stal- Laval
Forsmark 1	900	1978	Statens Vatten- fallsverk m fl	BWR	Asea-Atom	Uddcomb	Stal- Laval
Ringhals 4	900	1979	Statens Vatten- fallsverk	PWR	Westinghouse	Uddcomb	Stal- Laval
Oskarshamn 3	900	tidigast 1980	Oskarshamns- verkets Kraft- grupp AB				
Forsmark 2	900	1980以降	Statens Vatten- fallsverk m fl	BWR	Asea-Atom		(Stal- Laval)

1. AB ATOMENERGIS PETITA 1973/74による。
2. 括弧内は計画中のものを示す。

第6表 日本の原子力発電所 (昭和48年7月1日現在)

区分	名称	会社名	出力 (千kw)	炉型	所在地	運転開始 予定年 月	総合進 捗率 (%)	47年度 発電量 (億kwh)	47年度設 備利用率 (%)
運 転 中	(JPDR-II)	日本原子力研究所	12.5	BWR	茨城県東海村	38.10	—	—	—
	東海発電所	日本原子力発電(株)	166	GCR	〃	41.7	—	9.7	67.4
	敦賀〃	〃	357	BWR	福井県敦賀市	45.3	—	22.6	72.4
	美浜〃1号機	関西電力(株)	340	PWR	福井県美浜市	45.11	—	10.9	36.7
	福島〃1〃	東京〃	460	BWR	福島県双葉町 及び大熊町	46.3	—	26.5	65.6
	美浜〃2〃	関西〃	500	PWR	福井県美浜町	47.7	—	24.9	56.9
	計 5 基		1,823						
建 設 中	福島発電所 2号機	東京電力(株)	784	BWR	福島県大熊町 及び双葉町	48.9	98	—	—
	島根〃1〃	中国〃	460	〃	島根県鹿島町	48.11	985	—	—
	高浜〃1〃	関西〃	826	PWR	福井県高浜町	48.8	77	—	—
	浜岡〃1〃	中部〃	540	BWR	静岡県浜岡町	49.11	71	—	—
	福島〃3〃	東京〃	784	〃	福島県大熊町 及び双葉町	49.12	83	—	—
	高浜〃2〃	関西〃	826	PWR	福井県高浜町	50.7	25	—	—

区分	名称	会社名	出力 (千kw)	炉型	所在地	運転開始 予定年 月	総合進 捗率 (%)	47年度 発電量 (億kwh)	47年度設 備利用率 (%)
建設 中	玄海発電所 1号機	九州 "	559	"	佐賀県玄海町	50. 7	47	—	—
	福島"5 "	東京 "	784	BWR	福島県大熊町 及び双葉町	50.12	22	—	—
	美浜"3 "	関西 "	826	PWR	福井県美浜町	51. 8	5	—	—
	福島"4 "	東京 "	784	BWR	福島県大熊町 及び双葉町	51. 8	11	—	—
	福島"6 "	"	1,100	"	"	51.10	0	—	—
	東海第II発電所	日本原子力発電(株)	1,100	"	茨城県東海村	51.10	0	—	—
	女川発電所 1号機	東北電力(株)	524	"	宮城県女川町 及び牡鹿町	52. 4	0	—	—
	大飯"1 "	関西 "	1,175	PWR	福井県大飯町	52. 4	7	—	—
	伊方"1 "	四国 "	566	"	愛媛県伊方町	52. 3	0	—	—
	大飯"2 "	関西 "	1,175	"	福井県大飯町	52.10	1	—	—
計	16基		12,813						

炉の種類はスウェーデンの方は、Boiler water reactor (BWR) と Pressurized water reactor (PWR) の二種であるのに対して、日本の方はこの二種の外に gas cooled fast breeder reactor (GCFR) を使っている。

スウェーデンは、英国のDragonprojectのガス冷却炉開発に参加しているが、総じて HTGR, HTR, AGR に類する方式には余り乗気でない。むしろ核融合の開発に熱意を示している観がある。スウェーデンで核融合の研究開発に当たっているのは KTH の Bo Lehrert 教授のグループである。1973年初めスウェーデンの技術雑誌の報ずるところによれば、Lehnert 教授はレーザー点火方式で $D+D \rightarrow T+P$ 反応による蒸気タービンなしの発電開発に成功し、1977年までにプロトタイプの発電所を完成する見込みが立ったという。

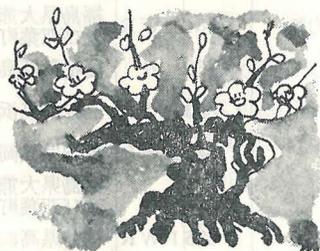
原子力発電開発に伴う最大の危険は反応炉の事故によって、超高温のもれることである。これについてはスウェーデンでも日本と同様に人民パワーの圧力を無視することは出来ない。なおこの点で、カルマール工大の Bryan Mchugh 教授の研

究報告は、大いに注目を引いている。

原子力発電のコスト問題について、スウェーデンの専門家がどう考えているか参考のため紹介しよう。

スウェーデンの専門家は、煙に含まれる硫黄分を制限する前提の下に、重油の値段を Gcal 当て 7 クローネとふんでいる。これならば原子力発電も値段の点に競争が出来る。しかし1960年代安定していた5.50乃至6クローネでは原子力発電は太刀打出来ない。ところが1970年の半ばから石油不足と値上によってどうやら原子力発電が算盤に乗る見込みが出て来たというのだ。

先に表に示したが、エネルギーの消費において、転換および転移損失が、1965年から70年の間に毎年21.2%、1970年から75年の間に毎年15.7%、1975年から80年の間に毎年11.6%増加する計算が出てもいる。これは原子力発電設備稼働による熱の喪失増であるから、この熱を産業、国民生活または環境改善に利用するならば、原子力発電の経営に寄与するところが大であろう。



早稲田大学教授 中 嶋 博
Prof. Hiroshi Nakajima

4 中等教育における問題

—奨 学 金—

わが国における高等学校の奨学金の貸与を受けているものは、昭和45年度日本育英会育英資金貸付では、一般46,414人(月額1,500円)、特別50,073人(月額3,000円)の多きにのぼる。(日本育英会年報昭和45年度)

ところが同年度スウェーデンでは、16才以上20才未満のもので、学校に通っているすべての生徒に対して国家奨学金が支給されており、それは月額75クローナ(約4,725円)であった。これはわが国の一般奨学生の月額の3倍に相当するが、それがすべて給与であることに注目しなければならない。

また6キロ以上に離れたところに住む生徒には、父兄の資産調査なしに通学手当が距離に応じて40~100クローナ与えられ、また国民高等学校など寄宿舎に住む生徒に対しては、月額100クローナの下宿手当が国家奨学金として支出されている。さらに生徒は誰れでも必要な時に1学年につき4,000クローナまで貸与奨学金を年利6.25%で受けることができる。(Social Benefits in Sweden, 1970)

とにかくこうした教育扶助の徹底ぶりは、わが国のそれとは違って、誰れへの気がねも何らの不安もなく、自らの学習を続けてゆくことができるのであり、比較にならないほどである。(拙著スウェーデンの生涯教育、昭45)

5 高等教育における問題

—学生への福祉・サービス—

昭和45年度、大学生の貸与金受給者は、日本育英会の一般貸与奨学生99,088人、特別8,880人の

多きに及んでいる(日本育英会年報昭和45年度)。しかし前者が月額3,000円と僅少なものであることに注意する必要がある。

スウェーデンの奨学金は、1人につき年間8,000クローナであり、うち1,750クローナは返済しなくてよい国庫補助金となっている。また児童手当および付加奨学金がこの総額につけ加えられることがある。たとえば扶養義務のある子ども1人をかかえている学生は、年間9,400クローナを受ける資格がある。また付加奨学金は経済的な必要、またもし配偶者がいればその経済的狀態と学業成績を基礎に支払われるし、学生組合でも相当の額に及ぶ奨学金を用意している。

しかし学生への福祉・サービスの徹底ぶりは恵まれた学生住宅(拙論:北欧の恵まれた学生住宅教育學術新聞、昭47.1.1)にあるといてよく、それは国と地方自治体と大学との援助によりなり立っており、学生の独自の運営にまかされている。

ウップサラのフログスタの学生住宅公団の独身寮を例にとれば、諸設備完備の約50平方メートルのものが僅か1万4~5千円であり、わが国の3畳、約5平方メートル6,000円と比較するならば広さは10倍、部屋代は約4分の1の低廉さである。

6 成人教育における問題

—学習者への財政援助—

わが国において成人の再教育、再訓練という時、学習者に対する経済的な裏付けがなされないゆえに計画だおれになっていることが多い。もちろん世界的に有名な企業内教育等においては行なわれていたが、いわゆる企業家のエゴイズムにもとづくものが少なくなかった。

これに反してスウェーデンでは、成人教育に関する費用が不要のみならず、成人学習者への財政援助制度がきわめて発達している。

適用される財政援助は、20才以下が否で異なる。すなわち20才以下のものには、学籍にある間1カ月75クローナの国家奨学金を受けることができる。

一方20才以上の学生は、経済的に独立している全くの成人として取扱われ、学籍にある期間は、1カ月につき175クローナの国家奨学金が受けられる。それ以上の経済的援助を必要とする学生は、誰れでも1カ年に6,500クローナまでの貸与奨学金を受ける資格が与えられている。この貸与金の総額は、家族持ちの学生の場合には増額されるし、成人学生の場合にはある程度貸付金の返還を免除される。

一方再教育コースへの参加者は、収入審査のうち教育補助金を受けられるが、この場合配偶者の収入が考慮される。しかし一般にこうした補助金は、1カ月最低225クローナに子どもの扶養費（子ども一人につき60～150クローナ）と特別手当をプラスしたものが支給される。

また「失業者に対する再訓練コース」に入るものは、産業労働者の一般賃金水準の40～80%に相当する奨学金が与えられており、こうした制度があるため、斜陽産業の労働者とが不況地域の労働者の失業も防止されているのであって、わが国のそれと格段の差を見出すことができるのである。

（拙著スウェーデンの生涯教育、昭45）

7 文化における問題

一新聞、図書、電話、テレビー

『ユネスコ統計年鑑1971年版』によれば、わが国の日刊新聞は168種で、発行部数は人口1,000人につき511部、一方スウェーデンは114種で発行部数は人口1,000人につき534部。

また図書発行部数は、1970年度わが国31,249冊に対し7,709冊、わが国の人口はスウェーデンの約13倍あるので約1.3。

図書館は1968年度公共図書館のみを対象とするならばわが国739館、在庫図書数24,008,000冊。

一方スウェーデンは1744館、630,084,000冊で人口比から計算するならば実に図書館数約1:30、冊数1:580という開きがあるのである。

また『OECD Observer Feb, 1972』によれば、電話は人口1,000人につきわが国194台、スウェーデン515台と約1:3。

さらにテレビ受像機は人口1,000人につき、わ

が国214台に対しスウェーデン401台で、アメリカを凌いで世界第一位であり、その比は約1:2となっており、文化水準の高さを知ることができるのである。

8 国の政策

一対G. N. P. 比一

『ユネスコ統計年鑑』と『OECDオブザーバー』の両者を総合して教育、文化への国の力の入れ方をみると、まずわが国は1969年、公教育費の対G. N. P. 比は4.0%、国家全予算比20.4%となっている。一方スウェーデンは、1968年公教育費の対G. N. P. 比は7.9%、国家全予算比26.9%となっている。

スウェーデンは1966年に公教育費が対G. N. P. 比7.4%となっているのであり、このような早い時期に7%を越えていることは世界的な驚異でもある。この数字がいかに高いかは、かの中教審答申は、昭和55年の目標を6.3%としていることによっても知ることができるであろう。

また昭和45年度のわが国の予算中、社会保障関係費14.3%、文教費11.6%、一方スウェーデンは同年社会保障関係費28%、文教費19%と、わが国の丁度2倍の比率をそれぞれ占めていることを見落してはならないであろう。

〇 む す び

以上、わが国とスウェーデンの福祉水準を比較するために、あえて困難な教育・文化の福祉指標をいろいろと設定して用いてきたのであるが、いずれにおいても到底彼の国に及ばないことがはっきりした。そしてわれわれに課せられた課題は、そうした外面的なものをより高水準へと高めてゆくためにも、内面的な、いうならば「自由」と「福祉」のスカンジナビア・デモクラシーを学ばなければならないということがあると考える。

（注：本稿は昭和47年度厚生省厚生科学研究補助による研究成果の一部である。）

『新スウェーデン婚姻法とその社会的背景』(2)

Sweden's New Marriage Law and its Social Setting

(ストックホルム大学大学院) 竹 崎 孜

Stockholm University Osamu Takesaki

(2) 改正内容のあらまし(続)

夫婦の財産問題

ここで婚姻、同棲、離婚をめぐる財産所有権の問題が必然的に生ずるので、婚姻法改正と直接関連性はなく本題から多少それるかも知れぬが、とりあえず簡単にだけふれておこう。

財産は、その性質上、婚姻前からの個有財産と、婚姻中に取得する婚姻権財産とに二分される。個有財産は、文字通り個人の所有にあり、処分は自由。

婚姻権財産は、共有ではあるが、離婚などのときに夫婦で二分割してそれぞれ取得するまでは、夫婦のいずれかが所有権をもつ。

しかし処分には、かならず相手の同意が必要。この点、この婚姻財産は単なる共有財産ではなく、特異な性質を有する。

ついでだが、スウェーデン人の財産につき日本の一般事情とかなり様子を異にするから、それを書いておきたい。

かつてスウェーデンが貧しい農業国にすぎなかった時代には、家族単位でみずから生活防衛をするほかに手段はなかった。

しかし、社会福祉国家となったのちには、国民は税金こそ沢山払うけど、かわりにつくり上げたのは各種の社会保障のかたちなどのいわゆる巨大な社会資本であり、私有財産保有の必要性は比例的に縮小、いまでは僅かばかりの預金が、全勤労者に法律で年間最少4週間保証されたパカンスの資金用として行われる程度にとどまる。

たとえば、社会資本の一つに住宅があげられる。住宅入手は日本のサラリーマンにとって一生の課題だが、スウェーデンでは住宅政策にはもっとも積極的で、過去10年間だけでも実に100万戸を建設している。総人口は800万人にすぎないから、住宅事情は質量ともに世界一よい。150万~200万

円ほどの資金を準備すれば、どんなモダンなアパートの永久居住権も入手可能なほどで、庶民のあいだでさえ、住宅が個人財産であるとの概念は消滅してしまっている。

国民一人当たりがもつ社会資本の大きさを、生活にもっとも密接した生活保障、教育、医療保険、住宅などに限定して筆者が試算したところ、2,000万円をはるかに上まわる。あるいは3,000万円に達するかも知れない。いずれにしても、その大きさはまさに驚異的だ。

こんな社会事情が背景にある関係で、離婚のときに対象となる主な財産とは、せいぜい家具、アパート居住権、自動車。ときにはサマーハウスやボートが余分にあるくらい。金額にして600万円もあるだろうか。

工員の年収さえ200万円の国柄だから、さほどの金額ではなく、おまけに個人ローンの高度発達で、いずれも長期分割払い継続中のことが多い。

さて、離婚にあたり、婚姻権財産は二分されるのが原則だが、別の方法で処分することもでき、それが急速に一般化しつつある。

別の処分方法とは、婚姻前ないしは婚姻中に当事者間で夫婦財産契約書を作成、裁判所の許可を受けて財産の全部または一部を分割して所有権を明らかにしておく、婚姻権財産分割の規定に拘束されずにすみ、自由に分割が可能となる。

夫婦間で書面での契約ごととは、奇妙で水くさい話だと受取られがちだし、筆者にもこれがヨーロッパ個人主義のきわみかどうか判断しかねるが、当のスウェーデン人自身にしたなら、感情的にしっくりしなくなった挙句、僅かばかりの財産を争うのを嫌うのが、どうやら真実のようだ。

夫婦財産契約は、一部で乱用が目立つ。とくに事業不振でつくった債務の取立て逃れをねらう事業家などは、にわかに作成した夫婦財産契約書で

妻を全財産の所有者に変更したりする。この方法は、100%の信頼が妻におけるならば目的は果せるが、万一、これを機会に妻から離婚請求が出されたり、名義の再変更を妻が拒絶すると、万事があと祭となる。実際に、無一文でそとにほうり出された夫が裁判所にあわてて夫婦財産契約無効の訴えをしたがどうにもならなかった、との話も聞いている。

同棲のカップルにも、同様の契約を締結することが可能だが、若い世代ほど家財道具などをあまり買いこまず、収入も全部使ってしまう傾向が強く、財産をめぐるトラブルはだんだん起りにくくなってきた。

子の親権者の新決定方式

婚姻、離婚が簡単になったり、同棲が一般化すると、その間にある子はどうなるのか、心配になる。

子の問題について結論から先にいえば、親達の同居、別居が自由になったとしても、子の生活条件は犠牲にならぬよう考慮されてある。反対に、子のために親が行動の自由を制約されるのは美德でもなんでもなく、社会的にそれらの障害を除去するほうが理想的だとみられている。

この国では、児童手当、教育と医療の無料化を、親の収入の大小とは無関係に平等に準備しており、加えて、児童のある家庭に住宅手当（支給額は、収入と住宅費によりちがうが、家賃に限らず、マイホーム購入用の返済金も現行法では対象に含まれる）の制度もあるから、親の負担となる費用は、食費、衣服費、小使い銭ぐらいでほぼ充分。だから、子の生活状態が親の収入で左右されるおそれは少なく、それだから、いまのスウェーデンで子供に関する限り貧富差を見分けることは、まず不可能に近い。

子の生活は経済上このとおり安定しているが、法的にも、親の状態にかかわりなく、子に対してより安定した法的地位を与える努力がなされている。

最近、同棲ケースが多くなったのを反映して、婚姻外の子が1966年の出生児の総数の11%だったのが、1971年には21%へまで増加した。

実子に比べて、婚姻外の子の法的地位はあらゆる点で劣っていたが、不平等は民主主義の理念にも反するので、1970年1月1日から、婚姻外の子にも実子同様の財産相続権が認められ、つづいて

1971年7月1日施行の法改正では、養子にも財産相続権を与えるようになった。このように親の状態とは関連なく、すべての子の法的地位はほぼ完全なまでに同等化されてある。

さて、親権者の決定方式だが、離婚後の親権者は母親とするのが従来からの通例だった。母親が麻薬、アルコール中毒者のときには例外である。普通、父親が親権者となりたければ、母親の親権者としての不適性の立証が必要だが、実質的にはかなり困難であった。

親権をもたぬ親とはまったく不都合である。手元に子を引取れぬばかりか、子との面会の頻度さえ裁判所が決定して制限するから、勝手には会えず、無理に会ったり、規定以上に長時間手元にとどめて違反すると、罰金ないし懲役刑に科せられる。

1960年代、スウェーデンは深刻な国内労働力不足を来し、止むをえず外国人労働力への依存度を高めざるをえなかった時期があった。その関係で、スウェーデン総人口の約8%を外国人が占め、スウェーデン人との国際結婚はべつに珍しくもない。国際結婚に対する偏見は比較的少なく、全体にうまく行っているが、問題なのは、離婚の際に子の親権者を決定するときである。

国際結婚も外人男性とスウェーデン女性との間のがほとんどで、逆のケースは例外的。

離婚のあげく子を引取るのは、かならずといえるほど女性側で、しかも母子の生活保障完備のせいもあって経済的には安定、また子を手放す考えは女性には毛頭ないから、外人男性がどれほど親権を望んでも、スウェーデン男性の場合以上にチャンスはなかった。

反対に、外人女性だと、離婚後の生活不安を感じるのか、再婚に不利とみるのか、子を手放すことがよくあるようだ。

離婚で子をスウェーデン女性にわたして本国に帰国したある外人男性は、どうしても子を欲しさにスウェーデンに舞い戻り、ピストルで前妻を人質にとり子の誘拐をはかって国外逃亡寸前に逮捕となった事件が現実にあった。また別の外人は、子をつれてすでに国外脱出はしたものの、指名手配のまわる本国には帰れず、かといってもほかの国でも一ヶ所に長期間の定着は発覚のおそれがあり、仕方なく諸国を転々とわたりあるく悲劇も起っている。

ところが、1974年1月1日施行の法改正によって親権者の決定方式は、最善の生活条件を保障できる親に親権が与えられることとなり、母親を自動的に親権者とした方式は廃止される。つまり親権者を母親と画一的に決定しないで、そのつど判定する。養育者として父親が母親に劣るとの決定的根拠はないし、母親同様に父親も子を引取りたいのは明らかなので、いままでの方式は不公平な点を訂正されたことになる。

性別による区別がなくなった理由に、各分野において実現された女性解放・男女平等化などのスウェーデンの社会的要素も見逃せない。具体的事例をいくつか挙げてみよう。

① 子に対する養育料仕送りは、あくまで両者の経済状態に応じて相手に請求されるだけで、以前のごとく父親に一方向的に強制することはなくなる。なにしろ母親の収入のほうが多いことも大いにありうる。

② 保育設備は公立で、数多くあり、生後6ヶ月から入所可能なので、母親は安心して仕事に出られる。

③ 子供が病気で保育所へやれぬときには、電話1本で保母が家庭へ来てくれる制度もあるから、やはり仕事は休まずにすむ。

④ 身心障害児を施設入所よりも自宅での世話を希望する親には、国が、一種の社会賃金の性格をもつ報酬を毎月支給する。

⑤ 保育設備利用のかわり、親が自宅にとどまりたい場合、一定の社会賃金を国が支給できるよう制度化を目下検討中である。これでも分るとおり、スウェーデンでは、女性を家庭から政策的に労働生活にかりたててきたわけではない。

⑥ 有給の産前・産後休暇が180日間認められているが、産後すぐ働きたがる女性もふえたので、代理に男性が休職して自宅で育児することも認められるようになった。男性にも育児手当の支給が勿論ある。

政府が改正法案を発表した日、スウェーデンの夕刊紙「エクスプレッセン」が次のような記事をおせていた。

「ランチ・タイムに離婚、ディナー・タイムには結婚式、来年からいよいよ実現化」

さらに、

「厳粛な伝統的な結婚の信奉者、とくに中高年層にとってはかなりの抵抗感があるだろうし、反

対も出るはず」

国民の関心をひいたのは確かだったが、改正の主旨には、宗教関係者さえ原則的に賛同する有様で、予想された国民の反対は結局出ずじまいにおわった。

ただ一部から、家族なる形態の否定ではないかとの声があがった。

この点について、カール・リドボム大臣は

「家族を形成するためのもっとも普遍的な方式は、婚姻である。しかし、現実の問題として、法律上婚姻をせず家族を構成している数多くのケースの存在を無視できぬし、そのような家庭の子の法的地位の明確化にもせまられていたから、今回の法改正を行った。

国民がいかなる形態の共同生活を選択するかは、当事者の自由意志にまかせたい」

と声明している。

2、3の同棲カップルの意見を聞いてみたら、返事は次のとおり。

「結婚？2人が一緒に住むことに合意したのに、それ以上に何の形式も不要。同じ相手を一生愛せるかどうか、正直に言えば自信がないのは誰しも同じはず。お互い別れなくなったとき、役所のために形式的な書類ばかり沢山書かされるのは無意味」

若い世代ほど、大なり小なりこれと共通の考え方だとみてよいだろう。

共同生活を愛情中心に考える傾向がますます強まっており、それだけに今日のスウェーデンの男女関係は純粋さが高いともいえるはずである。

もともと婚姻・家族は、太古時代から男性中心社会の中核をなすものとして、大きな社会的使命が負わされてきた。

だが、すさまじい勢いで進行中の技術革新は、人間の社会生活のパターンをかえ、家庭内での女性の作業負担を軽減、女性の労働市場への大量進出などによって、男性中心社会体制の崩壊を招きつつある。この形勢がとくに顕著なのがスウェーデンである。

性別に基いて、男性用、女性用と職業分類がなされていたが、事情はすでに変わり、現代スウェーデン女性はあらゆる職業分野にどんどん進出した。たとえば、重労働のバス・地下鉄・タクシー・クレーン運転手や溶接工、高等教育程度を要する技術者など。

高等教育をうける女性もふえ、大学の法学部あたりは、毎年秋の新入学の半数は女子学生が占める。

大学進学する女性の増加によって、1930年には未婚女性の59%が就労していたのに、1971年には53%にまで減少している。一方、既婚女性の就労率は、1930年の僅か9%から1971年には53%へと飛躍的に増加した。

もっとも、社会の第一線で活躍する女性となれば、まだ限られてくる。

国会議席350のうち、女性が占めるのは50議席のみ。この国最大の労働組合O Lの組合員中30%が女性なのに、幹部15人はすべて男性。ほかの分野でも状態はほぼ同じである。そこで各政党はみずから率先して、一定数の議席を女性に割当てて方式の採用をいましきりに研究中。

このような社会状態の変化は、当然のことながら、あたらしい国民の意識と生活様式をつくり出し、ひいては古い人間関係を根底からくつがえした。男女関係にも影響が出ないはずはない。

長年婚姻は社会秩序・道徳維持を目的とする重要な役割をもち存在してきた。いいかえれば、国や社会の体制のために個人が存在した感がある。しかし、国家・社会と個人との関係は、現代スウェーデンでは逆に考えられ、ここらあたりから、婚姻問題に国家、社会の介入は不合理だとの思想が生まれてくる。

スウェーデン社会においては、従いからの家族制度は存在理由を失って解体、次にやってきた核家族化の過程も間もなく過ぎ去ろうとしている。あとにくるのは何であろうか。一部では、大家族主義へのきざしがみられる。これは古いタテの関係をもつ家族を意味する時代逆行ではなく、各人平等の思想にもとづくヨコの関係の大家族を指す。

社会機構の面からみるとこの国は、日本を含めた世界の諸国に比して、30年、ことによると50年先行している。だからスウェーデンは「未来社会の実験国」とも呼ばれるゆえんである。

今回改正となる婚姻法は、この未来社会実験国の社会現象を如実に反映して法制化された点、高度の現代性を有し、法律自体が大変興味深い。

これに関連して、現代社会での親子関係はどうなるのか、家族とは本質的に何か、婚姻とは何か、または、将来はたして今日「婚姻」と呼ぶ形態の男女関係自体が存在しうるのかどうか、さまざま

な疑問につき当らざるをえなくなる。

したがってスウェーデンの家族法の発展は、単に法学上の見地からにとどまらず、社会学上からも、現代の人間関係とそれをとりまく社会の諸問題について格好の研究課題を提供しているといえよう。

活動メモ Activities

11. 11 福祉国家および経済・産業合同研究会を開催した。発表者は農村開発企画委員会専務理事石川英夫氏。演題は「スウェーデン北部地域の農村を見て」で、北部の寒冷且つ過疎地区に対する注目すべき農村開発の実情が披露された。

11. 17 第33回老人問題研究会が開催され、当研究所評議員 早稲田大学教授 中嶋博氏より「老人教育について」と題して発表があり、日本の老人の在り方の将来について多くの示唆があった。

11. 20 日本駐在に新任された大使館二等書記官エリアツソン氏と研究所役員との懇談が行われた。

11. 20 経済団体連合会に勤務することになったハルストレーム氏と研究所役員の懇談が行われた。

11. 20 研究所月報 No. 10 が発行された。

11. 30 日瑞基金の本年度の派遣研究員の研究目的に「医療工学関係」を追加することに決定し、募集事務が開始された。

12. 6 研究所顧問小野寺信氏の著作による研究所資料「スウェーデンの研究開発政策の歩み」上巻が発行された。

12. 20 至誠堂の菅原幸一氏と「豊かなることの条件」(仮題)の出版に関し打合を行った。

12. 25 研究所月報 No. 11 が発行された。

